

まちのうごき

(2月1日現在)	(1月中)	
世帯数 17,155世帯	生まれた人 42人	
人口 53,374人	亡くなった人 25人	
男 26,260人	転入した人 137人	
女 27,114人	転出した人 224人	

豊かな経験と能力を 地域社会に



シルバー人材センター設立総会に参加したお年寄り

会員は300人に

向日市シルバーセンターを設立

市では、2月16日市民会立総会を開催しました。館ホールで、社団法人向日市シルバー人材センター設立総会では、民秋市長が「シルバー人材センターの設立をみたくは、人生80年時代に入らざるに社会システムであり、高齢者の方の社会参加、活力の維持、生きがいづくりに資するものと期待している」とあいさつしました。

そのあと、シルバー人材センター設立趣意書や定款などが議決され、役員には次の皆さんが選任されました。▽理事長 生嶋伸一▽副理事長 小野信季▽理事 石井準一郎、川野薫、玉城恒治、西出紅郎、前田竹次郎、三木正夫、吉市ちあ子、安井武一、岡崎正▽専務理事 吉田圭吾▽監事 富田正三、山口和二郎(敬称略・順不同)

また、事務所については、寺戸町北前田14番地の7月4月1日から開設します。

シルバー人材センターは、おおよそ60歳以上の働く意思と能力を持った人に、短期的な軽作業を提供し、社会参加など生きがいづくりにつなげるシステムです。



こんな仕事を引き受けます

- シルバー人材センターでは、事業所や一般家庭から、次のような仕事の提供をお待ちしています
- 筆記、毛筆、筆耕などがきの宛名書、証書等の毛筆、筆耕など
- 外交、折衝、集配事務
- 集金、得意先まわり、人との折衝など
- 一般事務や経理事務
- 書類の整理や伝票整理、集計事務や調査事務など
- 留守番や子もり、家事補助(ちょっと外出したときなど)
- 屋外の軽易な作業(ラベル貼りや値札つけなど)
- 庭の清掃、除草、植木や盆の手入れ、芝生の手入れ
- 簡単な大工仕事、修理
- 修繕(ゲタ箱や本棚などの製作や修理など)
- 以上のような業務内容は、高齢者が長年培ってきた、豊かな知識や経験を生かせる仕事です
- その他どんな小さな仕事でも、会員の中から適任者を派遣します
- 仕事の提供をお願いします

センター設立総会



総会であいさつする民秋市長

昭和61年秋から調査研究を進め、高齢者や企業、一般家庭に対してアンケート調査などを行い、昨春秋に

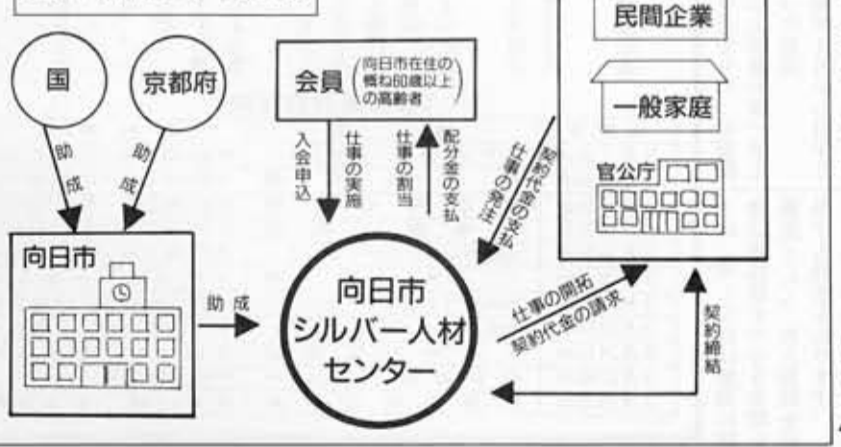
加入申込みは 高齢者福祉課へ

定年で勤めを退職された方、家業を子供さんなどにゆずられた方などで、みんなで協力しながら仕事があればやってみませんか?と考えておられる60歳以上の向日市民で健康な方であれば、どなたでも入会することができます。

すでに加入申込みをされた方もかなりおられますが、会員が多いほどスムーズな運営ができますので、より多くの方の申し込みをお願いします。

■ 入金手続き ■
高齢者福祉課にある所定の用紙に、住所、氏名、第4希望までの仕事の種類、

シルバー人材センターのしくみ



■ 金費 ■
シルバー人材センターの会員になると、月1000円の会費を納めなければなりません。

■ 傷害保険 ■
会員が仕事中にけがをしたり、仕事の原因で病気にかかった場合、保険の給付が受けられます。

■ 報酬 ■
仕事を発注された方と、仕事に従事した会員との間に雇用関係はありません。仕事のための材料費、事務経費、労力費等の請負代金は、一括してセンターが発注者から受け取り、規約に従って、就業した会員に、「配分金」として支払います。

■ お問い合わせ ■
高齢者福祉課 内線340
シルバー人材センター事務局

臨時福祉特別給付金が支給されます

昨年、国会で税制改革の関連法律が成立し、これに伴って、老齢福祉年金、特別障害者手当の受給者の方などの生活の安定と福祉の向上および低所得の在宅ねたきり老人などに対する在宅介護を支援することを目的に、臨時福祉特別給付金(一時金)が支給される予定です。

種類と支給額

- (1) 臨時福祉給付金(福祉給付金) 支給対象者1人につき...1万円
- (2) 臨時介護福祉金(介護福祉金) 支給対象者1人につき...5万円

福祉給付金の支給対象者

- (1) 平成元年2月1日において、本年2月分のいずれかの年金又は手当を受給できる方。
 - ① 老齢福祉年金
 - ② 障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの
 - ③ 遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの
 - ④ 児童扶養手当
 - ⑤ 障害児福祉手当
 - ⑥ 特別障害者手当
 - ⑦ 福祉手当(経過措置分)
 - ⑧ 原爆被爆者諸手当
- (2) 2月1日において、本年2月分の特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の方
- (3) 2月1日において、70歳以上の方で、市民税非課税世帯に属している方

介護福祉金の支給対象者

- 2月1日において生活保護を受けている方か、市民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に属している方で、次のいずれかに該当する方
- ① 2月1日において、6か月以上継続して、ねたきり又は痴呆等の状態にあるため常時の介護を必要としている65歳以上の方
 - ② 本年2月分の障害児福祉手当、特別障害者又は福祉手当(経過措置分)を受給できる方

お問い合わせ

臨時福祉特別給付金の詳しいお問い合わせは 社会福祉課まで 内線345

3月25日まで

社会福祉課へ